

EU域内外におけるICSID仲裁判断の執行問題（一）

—— Micula v. Romania 事件仲裁判断の執行 ——

田村 侑也

- I はじめに
- II 英国における執行
 - 1. ICSID仲裁判断執行手続
 - 2. 最高裁判所判決（2020年）
 - 3. 小括
- III 米国における執行
 - 1. ICSID仲裁判断執行手続
 - 2. コロンビア特別区連邦地方裁判所判決（2019年）
 - 3. 小括（以上本号）
- IV 裁判例の比較・検討
 - 1. ICSID仲裁判断執行手続
 - 2. 執行拒絶・停止の可否とEU法
 - 3. 小括
- V 我が国への示唆
 - 1. ICSID仲裁判断執行手続
 - 2. 執行拒絶・停止の可否とEU法
 - 3. 結びに代えて

I はじめに

国際投資仲裁において、仲裁廷が投資家への損害の賠償を投資受入国に命ずる仲裁判断を下しても、投資受入国が任意に履行しないことがある。

そのような場合に投資家は、その仲裁手続が、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約¹⁾(以下、「ICSID条約」)によるものであれば同条約の規定に基づいて、そうでなければ、例えば外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約²⁾(以下、「ニューヨーク条約」)の規定に基づいて、投資受入国の財産が所在する第三国等で仲裁判断の執行手続を執ることができる。特にICSID条約は、ニューヨーク条約にみられるような執行地の裁判所が依拠し得る仲裁判断の承認・執行拒絶事由³⁾を規定しておらず、執

1) Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States, *opened for signature* March 18, 1965, 575 U.N.T.S. 159. ICSID条約については、例えば池田文雄著『投資紛争解決法の研究』(アジア経済研究所, 1969年)参照。

2) Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, *opened for signature* June 10, 1958, 330 U.N.T.S. 3. ニューヨーク条約の下での仲裁判断の承認・執行については、例えば小川和茂「仲裁判断の承認・執行」谷口安平=鈴木五十三編集代表『国際商事仲裁の法と実務』(丸善雄松堂, 2016年)参照。

なお投資仲裁判断に対するニューヨーク条約の適用可能性については、高杉直「国際投資仲裁判断の執行—国際商事仲裁との比較—」『日本国際経済法学会年報』第26号(2017年)59-65頁, 中村達也「投資協定仲裁とニューヨーク条約」同著『仲裁法の論点』(成文堂, 2017年)(初出は同「投資仲裁の基本的問題(上)(下)」『JCAジャーナル』第55巻9号, 10号(2008年))および、道垣内正人「投資紛争仲裁へのニューヨーク条約(外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約)の適用可能性」国際貿易投資研究所公正貿易センター『投資協定仲裁研究会報告書』(2009年)参照。

3) ニューヨーク条約第5条は、次のように規定しており、執行地の裁判所が仲裁合意の有効性、仲裁可能性、公序違反の有無などについて一定の審査を行うことができる。

「(1) 判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。

(a) 第二条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能

EU域内外におけるICSID仲裁判断の執行問題（一）（田村）

行地たる締約国の裁判所は、ICSID仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、その仲裁判断が課する金銭上の義務について自国の裁判所の確定判決として執行しなければならない⁴⁾。

ところが近時では、EU加盟国である投資受入国がICSID仲裁において敗れた場合に、その仲裁判断の内容の実現がEU法と整合しないと主張し、執行地の裁判所がICSID仲裁判断の執行の可否を検討する事例がみられる。それは例えば、ICSID仲裁判断に基づく賠償の支払いがEU法上の違法な国家補助に該当するとされる場合⁵⁾や、その仲裁判断が、EU加盟国

力者であつたこと又は前記の合意が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかつたときは判断がされた国の法令により有効でないこと。……

(2) 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。

(a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。

(b) 判断の承認及び執行が、その国の公の秩序に反すること。』

4) ICSID条約第54条は次のように規定する。

「(1) 各締約国は、この条約に従つて行なわれた仲裁判断を拘束力があるものとして承認し、また、その仲裁判断を自国の裁判所の確定判決とみなしてその仲裁判断によつて課される金銭上の義務をその領域において執行するものとする。連邦制の締約国は、連邦裁判所により当該仲裁判断を執行することができ、また、連邦裁判所が当該仲裁判断を州裁判所の確定判決とみなして取り扱うことを定めることができる。

(2) いずれかの締約国の領域において仲裁判断の承認及び執行を求める当事者は、その締約国がこのために定める管轄裁判所その他権限ある当局に対し、事務局長により証明された仲裁判断の謄本を提出しなければならない。各締約国は、このための管轄裁判所その他権限のある当局の指定及びその後日の変更を事務局長に通告する。

(3) 仲裁判断の執行は、執行が求められている領域の属する国で現に適用されている判決の執行に関する法令に従つて行なわれる。』

5) 本稿で取り上げるMicula事件のほか、例えばスペインによる再生可能エネル

間で締結された投資協定（いわゆる「intra-EU BIT」）上の仲裁条項に基づく場合である。後者は特に、2018年にEU司法裁判所がSlovak Republic v. Achmea BV事件先決裁定⁶⁾において、EU加盟国間投資協定上の仲裁条項がEU法に適合しないと判示したことによる。そのような事由がある場合にEU加盟国は、執行地がEU加盟国か否かに拘わらず、EU法との不整合性を理由としてICSID仲裁判断の執行の可否を争うようになった。

しかしながらICSID条約は、上述の通り、執行地の裁判所が依拠し得る

ギー固定価格買取制度の変更・廃止に伴う損害の賠償が争われた投資紛争においても、スペインによる仲裁判断に基づく賠償の支払いがEU法上の国家補助に該当し、欧州委員会に対する事前の通知と承認がなく賠償が支払われた場合には、違法な国家補助に該当し得るとの見解が欧州委員会によって示されている。Jennifer Thornton, “How Do You Solve a Problem Like *Achmea*?: The Enforcement of Intra-EU Investment Agreement Awards in US Courts,” in Crina Baltag & Ana Stanič ed., *The Future of Investment Treaty Arbitration in the EU Intra-EU BITs, the Energy Charter Treaty, and the Multilateral Investment Court* (Kluwer Law International B.V., 2020) p. 176参照。なお再生可能エネルギー固定価格買取制度に関する投資紛争については、例えば玉田大「再生可能エネルギー固定価格買取制度の法的問題—投資協定仲裁における争点—」RIETI Discussion Paper Series 17-J-060 (2017年)、また末富純子「二国間又は地域的な協定における紛争解決制度のWTO紛争解決制度への補完的機能と紛争解決制度の変革—再生可能エネルギーなどの環境関連案件を題材に—」『フィナンシャル・レビュー』令和元年第5号 (2019年) 126頁以下を参照。

- 6) Case C-284/16, *Slowakische Republik (Slovak Republic) v. Achmea BV*, ECLI:EU:C:2018:158 (March 6, 2018). この先決裁定については、坂田雅夫「EU諸国間投資協定仲裁のEU法適合性問題」『滋賀大学経済学部研究年報』第27巻 (2020年)、中村民雄「EU法最新動向研究 (3) EU域内BIT仲裁条項のEU法違反—Case C 84/16, *Slowakische Republik (Slovak Republic) v Achmea BV* EU:C:2018:158 (6 March 2018) (Grand Chamber)—」『比較法学』第53巻3号 (2020年)、および中西優美子「EU構成国間の投資協定とEU法の自律性 (17) EU法における先決裁定手続に関する研究 (30) Case C-284/16 *Slovak Republic v. Achmea BV*:ECLI:EU:C:2018:158 [2018. 3. 6 先決裁定]」『自治研究』第95巻1号 (2019年) 参照。

仲裁判断の承認・執行拒絶事由を規定しておらず⁷⁾、また執行地の裁判所がICSID仲裁判断の有効性等を判断することを認めてはいない⁸⁾。では、執行の求められたICSID仲裁判断の内容の実現がEU法と整合しないとの主張がなされた場合、我が国を含むICSID条約締約国の裁判所は、そのような主張をどのように処理すべきなのであろうか。具体的には例えば、EU法との不整合性に関する争点を審理し、ICSID仲裁判断の執行の拒絶

7) ICSID条約ではなく、仲裁判断の承認・執行拒絶事由を規定しているニューヨーク条約の下での執行の場合に、仲裁判断の内容の実現のEU法との不整合性が主張されると、例えば有効な仲裁合意や仲裁可能性がないこと、また公序違反を理由として、執行地の裁判所が仲裁判断の承認・執行を拒絶することが考えられる（ニューヨーク条約の下での承認・執行拒絶事由については前注3）参照）。Thornton, *supra* note 5, p.176, およびAna Stanič, “Enforcement of Awards and Other Implications of *Achmea*,” in Baltag & Stanič, *supra* note 5, pp. 147-151参照。

8) これは、ICSID仲裁における仲裁判断の審査制度は排他的かつ自己完結的（exhaustive and self-contained）であるとされる（Christoph H. Schreuer et al., *The ICSID Convention: A Commentary* (Second edition, Cambridge University Press, 2009), p.1097参照）からである。ICSID条約第53条は紛争当事者間での仲裁判断の拘束力およびICSID条約に定めのない上訴といった救済措置の排除を規定し、第50～52条は仲裁判断の解釈、再審、および取消手続を規定する。

ICSID条約第53条1項は次のように規定する。

「仲裁判断は、両当事者を拘束し、この条約に規定しないいかなる上訴その他の救済手段も、許されない。各当事者は、執行がこの条約の関係規定に従って停止された場合を除き、仲裁判断の条項に服さなければならない。」

第50条1項は次のように規定する。

「仲裁判断の意味又は範囲に関し当事者間に紛争が生じたときは、いずれの一方の当事者も、事務局長にあてた書面により、その仲裁判断の解釈を請求することができる。」

第51条1項は次のように規定する。

「いずれの一方の当事者も、仲裁判断に決定的な影響を及ぼす性質の事実の発見を理由として、事務局長にあてた書面により、仲裁判断の再審を請求することができる。……」

または停止をすることが認められるのであろうか。本稿では、前稿⁹⁾でも取り上げたMicula v. Romania事件におけるICSID仲裁判断¹⁰⁾(以下、「Micula事件仲裁判断」)の英国および米国の裁判所における近時の執行事例を素材として、上述のような、いわばEU法制度とICSID仲裁制度の間の緊張関係に対して、EU域内外の執行地の裁判所がとるべき対応を検討する¹¹⁾。

Micula事件では、2005年のルーマニアによる投資家向け税制優遇措置の廃止に伴う損害の賠償を、スウェーデン国籍を有する個人投資家二名と兩名が排他的に支配する企業三社¹²⁾が、スウェーデン＝ルーマニア投資協定¹³⁾上の仲裁条項に基づくICSID仲裁にて争った。その後、投資家に対する賠償の支払いをルーマニアに命じるICSID仲裁判断が2013年に下された

第52条1項は次のように規定する。

「いずれの一方の当事者も、次の一又は二以上の理由に基づき、事務局長にあてた書面により、仲裁判断の取消しを請求することができる。

- (a) 裁判所が正当に構成されなかつたこと。
- (b) 裁判所が明らかにその権限をこえていること。
- (c) 裁判所の構成員に不正行為があつたこと。
- (d) 手続の基本原則からの重大な離反があつたこと。
- (e) 仲裁判断において、その仲裁判断の基礎となつた理由が述べられていないこと。」

9) 拙稿「EU加盟国におけるICSID仲裁判断の執行問題—Micula v. Romania事件を手がかりに—」『法学新報』第126巻5・6号(2019年)。

10) Micula v. Romania, ICSID Case No. ARB/05/20, Award (December 11, 2013).

11) なお、英国については、2020年12月31日をもってEU離脱に伴う移行期間が終了し、EU法の適用がなくなった。しかし、本稿で取り上げる英国の判決については、全て移行期間終了前のものであり、EU法の適用を受ける英国の裁判所が下した判決である。

12) Micula事件での申立人は、個人申立人がIoan MiculaおよびViorel Miculaの二名、企業申立人がS.C. European Food S.A., S.C. Starmill S.R.L.およびS.C. Multipack S.R.L.の三社である。

13) Agreement between the Government of the Kingdom of Sweden and the

EU域内外におけるICSID仲裁判断の執行問題（一）（田村）

が、その賠償の支払いはルーマニアがEU加盟に伴って廃止したはずの優遇措置の実質的な復活であり、EU法上の違法な国家補助になるとして、ルーマニアによる当該仲裁判断の履行を禁止する欧州委員会決定¹⁴⁾が2015年に出された。投資家側はEU域内外のICSID条約締約国において当該仲裁判断の執行を求め¹⁵⁾、その一つである英国においては、2017年に高等法院がEU法上の誠実協力義務¹⁶⁾からその執行を停止する判決¹⁷⁾を下し、2018年の控訴院判決¹⁸⁾も執行停止という結論自体は支持した。その後、

Government of Romania on the Promotion and Reciprocal Protection of Investments, May 29, 2002.

14) Commission Decision (EU) 2015/1470 of 30 March 2015 on State aid SA.38517 (2014/C) (ex 2014/NN) implemented by Romania — Arbitral award Micula v Romania of 11 December 2013, 2015 O.J. (L 232) 43.

15) 投資家側がMicula事件仲裁判断の執行を求めた法域としては、ルーマニアに加えて、EU域内では英国、スウェーデン、フランス、ベルギー、およびルクセンブルクがあり、EU域外では米国がある。またブリュッセル控訴裁判所は当該仲裁判断の執行可否について、EU司法裁判所に対して先決裁定を求めている。近時の執行の状況につき、Alesia Tsiabus & Guillaume Croisant, Investment Arbitration and EU (Competition) Law – Lessons Learned from the *Micula* Saga, *European Investment Law and Arbitration Review Online*, Vol. 5 (1) (2020) p. 342参照。

16) EU条約 (Consolidated Version of the Treaty on European Union, December 26, 2012, 2012 O.J. (C 326) 13) 第4条3項は次のように規定する。

「誠実協力の原則に従い、連合と加盟国は、両条約から生じる任務の遂行に際して、十分に相互に尊重し、かつ支援する。加盟国は、両条約から生じる義務又は連合の機関の行為から生じる義務の履行を確保するために、一般的又は個別的なあらゆる適当な措置をとる。加盟国は、連合の任務の達成を促進するものとし、連合の目的の達成を危険にさらすいかなる措置もとってはならない。」邦訳につき岩沢雄司ほか編集代表『国際条約集2020年版』（有斐閣、2020年）参照。

17) *Micula v. Romania* [2017] EWHC 31 (Comm), [2017] Bus. L.R. 1147, [2017] 1 WLUK 338, [2017] 3 C.M.L.R. 6.

2015年の欧州委員会決定は、2019年にEU一般裁判所による判決¹⁹⁾によって取り消されたが、当該取消判決は欧州委員会によってEU司法裁判所に現在控訴されている。

本稿においては特に、Micula事件仲裁判断の執行を認めた、2020年の英国最高裁判所判決²⁰⁾、および2019年の米国コロンビア特別区連邦地方裁判所（以下、「D.C.地裁」）判決²¹⁾を比較・検討する。それら二つの裁判例を取り上げるのは、ルーマニアが当該仲裁判断に基づく賠償を投資家に支払うことを妨げるEU法上の事由が存在するか、という点が、EU加盟国であった英国の最高裁においては英国のEU法上の義務の争点として、また非EU加盟国である米国のD.C.地裁においては米国国内法上の争点として扱われたことによる。ICSID仲裁判断の内容の実現がEU法と整合しないとの主

18) Micula v. Romania [2018] EWCA Civ 1801, [2019] Bus. L.R. 1394, [2018] 7 WLUK 665.

19) Cases T-624/15, T-694/15 and T-704/15, European Food SA v. Commission, ECLI:EU:T:2019:423 (June 18, 2019).

この取消しは、欧州委員会がその国家補助に関する調査権限をルーマニアのEU加盟前の事柄について適用し、ルーマニアによるMicula事件仲裁判断に基づく賠償の支払いをEU法上の違法な国家補助と認定したことを理由とする。EU一般裁判所によれば、ルーマニアについてEU法が適用可能となるのは2007年1月1日の加盟日からであるところ、欧州委員会が国家補助になると認定したMicula事件仲裁判断に基づく賠償の支払いは、同国のEU加盟より前の事柄に起因するものであり、その賠償を受ける権利の発生時も同じくEU加盟前なのであって、欧州委員会はそのような加盟前の事柄について国家補助に関する調査権限を有しておらず、当該仲裁判断に基づく賠償の支払いは国家補助に当たらないとした。この取消判決についてはMarija Momic, “Can an ICSID Arbitral Award for the Compensation of Damages Be Regarded as State Aid?,” *European State Aid Law Quarterly*, 2019 No. 3 (2019) も参照。

20) Micula v. Romania [2020] UKSC 5, [2020] 1 W.L.R. 1033, [2020] 2 All E.R. 637, [2020] 2 All E.R. (Comm) 1.

21) Micula v. Government of Romania, 404 F.Supp.3d 265 (D.D.C. 2019).

EU域内外におけるICSID仲裁判断の執行問題（一）（田村）

張を、執行地の裁判所がどのような争点として扱うべきか、またそのような主張をそもそも考慮すべきなのかについて、EU域内外の執行地それぞれの視点から、比較・検討が可能であると考えられる。

さらに、英国および米国におけるICSID仲裁判断の執行に関する裁判例の分析は、我が国におけるICSID仲裁判断の執行手続を検討するにあたって有益な示唆をもたらすものと考えられる。これは、英国および米国は、我が国と異なり、ICSID仲裁判断の執行を国内法上可能にするための制定法を有しているところ、ICSID仲裁において敗れた当事者がその仲裁判断の執行の可否を争うためにどのような主張をすることができるのかについては、どちらの制定法にも明確な規定はなく、それぞれの裁判所による具体的な事例における検討を通じて明らかになってきたからである。Micula事件仲裁判断の執行が我が国の裁判所で求められた場合を想定し、我が国においてICSID仲裁判断がどのように執行されるのか、また、その内容の実現がEU法と整合しないとの主張がルーマニア側によってなされた場合に、我が国の裁判所がどのように対応すべきなのかを検討する。

以下では、まずⅡにおいて、英国におけるMicula事件仲裁判断の執行について、英国のICSID条約国内実施制定法の下での執行手続、および下級審判決の整理を行い、2020年の最高裁判決を紹介する。次にⅢにおいて、米国におけるMicula事件仲裁判断の執行について、米国のICSID条約国内実施制定法の下での執行手続を概観した後に、2019年のD.C.地裁判決を紹介する。その上でⅣにおいて、Micula事件仲裁判断の執行に関する英国および米国の裁判例からまず、各国国内法の下でICSID仲裁判断がどのように執行され、その執行の可否を争うためにICSID仲裁にて敗れた当事者がどのような主張を行うことができるのかを明らかにする。その上で、ICSID仲裁判断の内容の実現がEU法と整合しないとの主張がどのように考慮されるのかについて比較・検討する。さらにⅤにおいては、Micula事件仲裁判断の執行が我が国の裁判所で求められた場合を想定し、我が国におけるICSID仲裁判断の執行手続、およびルーマニア側がEU法との不整

合性を理由としてその執行の可否を争う場合に、我が国の裁判所がどのように対応すべきかを検討する。

II 英国における執行

本章では、英国におけるMicula事件仲裁判断の執行を取り上げる。英国においては、2017年に高等法院²²⁾が、また2018年に控訴院²³⁾が、ルーマニアによる当該仲裁判断に基づく賠償の支払いを禁止した2015年の欧州委員会決定²⁴⁾を理由として、その執行を停止する判決を下したが、2020年の最高裁判決²⁵⁾により、下級審による執行停止が解除されるに至った。

最高裁は、第一に、2015年の欧州委員会決定が2019年のEU一般裁判所判決²⁶⁾によって取り消されたとしても、当該仲裁判断の執行を停止するEU法上の誠実協力義務²⁷⁾が依然として英国にはあるとしたが、しかし第二に、そのような理由に基づく執行の停止はICSID条約の下での英国の仲裁判断執行義務と整合しないとした。その上で第三に、EU運営条約第351条²⁸⁾の適用によって、ICSID条約の下での英国の義務は、EU法上の誠実

22) Micula v. Romania [2017] EWHC 31 (Comm), [2017] Bus. L.R. 1147, [2017] 1 WLUK 338, [2017] 3 C.M.L.R. 6.

23) Micula v. Romania [2018] EWCA Civ 1801, [2019] Bus. L.R. 1394, [2018] 7 WLUK 665.

24) Commission Decision (EU) 2015/1470 of 30 March 2015 on State aid SA.38517 (2014/C) (ex 2014/NN) implemented by Romania — Arbitral award Micula v Romania of 11 December 2013, 2015 O.J. (L 232) 43.

25) Micula v. Romania [2020] UKSC 5, [2020] 1 W.L.R. 1033, [2020] 2 All E.R. 637, [2020] 2 All E.R. (Comm) 1. なお、本判決はLloyd-Jones裁判官およびSales裁判官によるものであり、全員一致の判決である。

26) Cases T-624/15, T-694/15 and T-704/15, European Food SA v. Commission, ECLI:EU:T:2019:423 (June 18, 2019).

27) EU条約第4条3項が規定する誠実協力義務については前注16) 参照。

協力義務の影響を受けることはないと判示した。

最高裁判決は、当該仲裁判断の執行停止がICSID条約の下での仲裁判断執行義務に反すること、およびEU運営条約第351条の適用可否を判断することに何ら問題はないとした点で、下級審判決と結論を異にした。

1. ICSID仲裁判断執行手続

英国においてICSID仲裁判断は、同国のICSID条約国内実施制定法である1966年仲裁（国際投資紛争）法²⁹⁾の下で行われる。同法は、第1条2項³⁰⁾において、自己に有利なICSID仲裁判断を有する者は、当該仲裁判断が高等法院において登録される権利を有すると規定する。また第2条1項³¹⁾において、そのような登録の効果として、登録されたICSID仲裁判断は高等法院の判決とみなされ執行されることを規定する。

28) EU運営条約(Consolidated Version of the Treaty on the Functioning of the European Union, May 9, 2008, 2008 O.J. (C 115) 47) 第351条は次のように規定する。

「一九五八年一月一日以前に、又は、新規加盟国については、その加盟日以前に、一又は二以上の加盟国を一方の当事者、一又は二以上の第三国を他方の当事者として締結された協定から生じる権利及び義務は、両条約の規定により影響を受けない。……」邦訳につき岩沢ほか編集代表『前掲書』（前注16）参照。

29) Arbitration (International Investment Disputes) Act 1966. なお同法及び同法の邦訳については、中桐宏文「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する国際条約を実施する法律」『外国の立法』第29号（1967年）354頁以下も参照。

30) 1966年仲裁（国際投資紛争）法第1条2項は次のように規定する（筆者訳）。

「そのような〔ICSID仲裁〕判断の承認または執行を求めようとする者は、規定された諸事項の証明およびこの法律の他の諸条項の下で (subject to)、高等法院において当該判断が登録される権利を有するものとする。」

31) 1966年仲裁（国際投資紛争）法第2条1項は次のように規定する（なお本項の基になっているICSID条約第54条については前注4）参照）。

「この法律の規定に従って、上記第一条の下で登録された〔ICSID仲裁〕判断は、

Micula事件仲裁判断については、2014年に同法第1条2項に基づく登録を受けたが、その登録を受けてルーマニア側が当該登録の取消し、予備的に執行の停止、さらに予備的にEU司法裁判所への先決裁定の付託を求めた。以下に見るように、2017年の高等法院判決および2018年の控訴院判決ともに、結論としては、Micula事件仲裁判断の執行を停止するとした。それら下級審判決においては、次の二つの争点、第一に1966年仲裁（国際投資紛争）法の下でICSID仲裁判断が高等法院判決とみなされること、すなわちその同等性の解釈、そして第二にEU運営条約第351条の適用可否について、裁判官の間で見解が分かれた³²⁾。

第一に、1966年仲裁（国際投資紛争）法の下でのICSID仲裁判断の高等法院判決との同等性の解釈については、その同等性の程度について見解が分かれた。一方で高等法院および控訴院少数意見（Hamblen裁判官）はまず、EU条約第4条3項が規定する誠実協力義務の下でEU加盟国の国内裁判所は、国家補助に関する欧州委員会決定と衝突する判断を下すことはできず、したがって2015年の欧州委員会決定により、英国の裁判所はMicula事件仲裁判断の執行を進めることはできない、とした。その上で、そのような執行停止は1966年仲裁（国際投資紛争）法に内包された英国のICSID条約の下での義務に反するものではなく、なぜならば、純粹に国内的な判決もまた、本件の状況にあってはその執行が停止されるからである、とした。この見解の下では、英国においてICSID仲裁判断は高等法院による判決と全

それが課す金銭上の諸義務に関して、当該判断がなされた日に当該条約に基づいて与えられ、この法律の下で登録された日（date of registration）に登録された（entered）高等法院の判決とみなし、執行に関してこれと同一の効力および効果を有するものとし、また、そのような金銭上の義務に関する限り、当該判断を高等法院の判決とみなし、

- (a) 当該判断について手続が進められ、
- (b) 当該判断が登録された合計額は利息を付帯するものとし、
- (c) 高等法院はその執行に関して同一の監督をするものとする。」

32) 下級審判決の詳細については拙稿「前掲論文」前注9) 82-90頁も参照。

EU域内外におけるICSID仲裁判断の執行問題（一）（田村）

く同等に扱われるものであって、EU法上の誠実協力義務によってその執行が停止されたとしても、ICSID条約の下での仲裁判断執行義務に反するものではないとの結論が導かれた。

他方で、この争点についての控訴院多数意見（Arden裁判官およびLeggatt裁判官）は、1966年仲裁（国際投資紛争）法第2条の下で適用可能な手続規則は、ICSID条約に整合するものでなくてはならないとして、ICSID仲裁判断が高等法院による判決と全く同等に扱われるわけではないとした。その上で、同法第2条1項c号がICSID仲裁判断を国内判決と同様に監督する権限を高等法院に与えていることから、英国の民事訴訟規則に基づく確定判決の執行停止の権限が、ICSID仲裁判断に対しても一定程度及ぶとした。控訴院多数意見は、本件においてEU一般裁判所による欧州委員会決定取消訴訟の判断が出るまで執行を停止することは、ICSID条約の目的に反するものではないとした。ただし、そのような国内法上の執行停止の権限をもって、ICSID条約の下で執行可能となった仲裁判断の執行を実質的に妨げることはできないとも判示した。

第二に、EU運営条約第351条の適用可否についてである。同条の適用により、英国のICSID条約の下での仲裁判断執行義務は、EU法上の誠実協力義務の影響を受けず、ゆえにMicula事件仲裁判断の執行が進められるかが争われた。一方で高等法院および控訴院多数意見（Leggatt裁判官およびHamblen裁判官）は、この争点はEU一般裁判所における欧州委員会決定取消訴訟においても争われており、判断の衝突の可能性があると、その判断を控えることが適当とした。他方で控訴院少数意見（Arden裁判官）は、そのような争点の重複はほとんど存在しないと述べ、第351条の適用可能性を示したが、しかし、Micula事件仲裁判断の執行停止が上述の通りICSID条約の下で認められるため、第351条の適用可否について最終的に判断する必要はないとした。

このように高等法院および控訴院判決においては、1966年仲裁（国際投資紛争）法が規定するICSID仲裁判断の高等法院判決との同等性の解釈、

およびEU運営条約第351条の適用可否について裁判官の間で見解が分かれた。しかしながら、EU一般裁判所が欧州委員会決定取消訴訟について判決を下すまでMicula事件仲裁判断の執行を停止することが適当であり、またそのような執行停止が英国のICSID条約の下での仲裁判断執行義務に反しないという結論は一致していた。裁判官の見解が分かれたそれら二つの争点については、2020年の最高裁判決においても検討された。

2. 最高裁判所判決 (2020年)³³⁾

英国最高裁における争点は大きく三つである。第一に2019年のEU一般裁判所による欧州委員会決定取消判決の効果として、Micula事件仲裁判断の執行停止を英国の裁判所に求めるEU法上の誠実協力義務はなくなったのか、第二にEU法上の誠実協力義務による本件仲裁判断の執行停止が、英国のICSID条約の下での仲裁判断執行義務と整合するか、そして第三にEU運営条約第351条が適用できるか、が検討された。以下に詳しく見る。

(1) EU法上の誠実協力義務の有無

第一の争点は、2019年のEU一般裁判所による欧州委員会決定取消判決の効果に関する。最高裁は、当該取消判決によって、英国の裁判所に対してMicula事件仲裁判断の執行停止を求めるEU法上の誠実協力義務はなくなったのか、それとも当該取消判決の効果は、2014年に欧州委員会が行った、ルーマニアのMicula事件仲裁判断の履行の停止命令、およびルーマニアに対する国家補助に関する正式な調査開始決定（以下、併せて「準備行為

33) Micula v. Romania [2020] UKSC 5, [2020] 1 W.L.R. 1033, [2020] 2 All E.R. 637, [2020] 2 All E.R. (Comm) 1. なお、最高裁においては下級審に引き続き、欧州委員会が訴訟参加している (*id.*, para 34.)。また以下での同判決の参照は、英国最高裁判所ホームページ (<https://www.supremecourt.uk/cases/uksc-2018-0177.html> (2021年2月28日時点)) にて入手した判決文に付されているパラグラフ番号に基づく。

EU域内外におけるICSID仲裁判断の執行問題（一）（田村）

(preparatory acts)』には及ばず、それら決定は依然有効であり、またEU司法裁判所に対して取消判決の控訴がなされていることから、依然として当該仲裁判断の執行を停止する誠実協力義務が英国の裁判所にあるのかを検討した。最高裁は、以下の2点から誠実協力義務が依然としてあると判示した。

まず最高裁は、司法裁判所の判例法は、EUの措置の取消しが必ずしもその準備行為に影響するものではないことを確立しているとして、そのような取消しの準備行為に対しての効果を判断するには、違法と認定された条項の正確な特定とその理由付けの特定が必要であるとした。それによれば、2015年の欧州委員会決定が取り消されたのは、同委員会がルーマニアのEU加盟前の事柄についてその国家補助に関する権限を遡及的に行使した点で権限を超越し、またその決定がルーマニアのEU加盟前の期間に関連する補償を国家補助と認定したことによる。そして、加盟前・後の期間を区別しなかったことで、その決定の全部が取り消された。最高裁は、欧州委員会決定の取消理由となったそのような誤り (errors) は、2014年の停止命令および調査開始決定にもみられると指摘した³⁴⁾。

しかしながら最高裁は、準備行為におけるそれら誤りは、欧州委員会が、国家裁判所に対して誠実協力義務を生じさせるものとして当該調査開始決定に依拠することを妨げるものとは言えないとした。これはなぜならば、国家補助に関する正式な調査手続を終了させる最終決定がなければ、その調査の開始決定の効果は存続しており、英国に誠実協力義務を課すからである。また欧州委員会は、例えばルーマニアのEU加盟後の期間のみを調査対象とするなど、取消しの理由となった誤りを回避するために調査を再

34) *Id.*, paras. 48; 50. なお、そのような司法裁判所の判例法として、最高裁は特に、*The Queen v. Ministry of Agriculture, Fisheries and Food, ex parte FEDESA* 事件先決裁定 (Case C-331/88, 1990 E.C.R. I-4023, para. 34), および *Kingdom of Spain v. Commission of the European Communities* 事件判決 (Case C-415/96, [1998] ECR I-7008, para 32) を参照している。

構成する (reconfigure) ことが可能である。このようにして最高裁は、ルーマニアに対する国家補助の調査開始決定が存続していることをもって、英国の誠実協力義務を認めた³⁵⁾。

第二に最高裁は、EU一般裁判所による取消判決がEU司法裁判所に控訴されていることについて、司法裁判所の判例において、誠実協力義務（したがって国内手続を停止する義務）は共同体の裁判所による取消訴訟における最終的な判決が下されるまで継続することが明白であるとした。その上で、国家機関がその手続を進めてよいのは、EUの機関による判断との衝突のリスクが殆どない (scarcely any risk) 場合に限られるところ、本件では勝訴の現実的な見込み (real prospect of success) のある控訴手続がEU司法裁判所に係属しており、誠実協力義務を生じさせるに十分であって、欧州委員会決定の効果を損なわせることがないように、Micula事件仲裁判断の執行の停止が求められるとした³⁶⁾。

(2) ICSID仲裁判断執行義務との整合性

第二の争点において最高裁は、EU法上の誠実協力義務による本件仲裁判断の執行停止が、英国のICSID条約の下での仲裁判断執行義務と整合するかを検討し、以下の理由から整合しないとの結論に至った。

最高裁はまず、1966年仲裁（国際投資紛争）法はICSID条約の文脈で解釈されなければならないとした上で、ICSID条約の下で国内裁判所は、ICSID仲裁判断の本案 (merits) について再審査をすることはできず、その承認・執行について、国家もしくは国際公序 (national or international public policy) に基づいて、またICSID条約自体に規定されている仲裁判断に対する異議申立事由³⁷⁾に基づいて拒絶をすることはできないことを指摘

35) *Id.*, para. 51.

36) *Id.*, para. 56. なお、そのような司法裁判所の判例として、最高裁は特に、Masterfoods, Ltd v HB Ice Cream, Ltd事件先決裁定 (Case C-344/98, 2000 E.C.R. I-11369, paras. 57; 59) を参照している。

した。また最高裁は、ICSID条約がニューヨーク条約と大きく異なることについて、ICSID条約のコメンタリーを引用したが、そこではICSID仲裁判断の国際法の遵守性についてもICSID仲裁廷または特別委員会が判断すべきものであることも確認されている³⁸⁾。

しかしながら最高裁は、ICSID条約第54条が、ICSID仲裁判断の執行に関する義務を、ICSID条約の下での仲裁判断を締約国の裁判所による確定判決とみなして扱うというように義務付けていることから、そのような確定判決に対して提起することが締約国法上可能な防御（defenses）が、ICSID仲裁判断に対しても認められるとの主張は可能であると述べた³⁹⁾。

この点について最高裁はまず、ICSID条約の起草過程を振り返り、ICSID仲裁判断がすべての締約国の裁判所において執行可能であって、それら締約国の裁判所による確定判決と同一の地位を与えられるという原則はICSID条約起草過程初期段階からの特徴であり、またそのような仕組みによって、締約国は、主権免除に関する自国法を仲裁判断の執行に適用できるとされていたと指摘した。このことから最高裁は、第54条1項は執行に関する防御の適用可能性について、ICSID仲裁判断と締約国の確定判決との間に、同等性の原則をいくらかの程度で（some degree）導入したものであることが明白であり、特に主権免除の適用可能性について明らかにするために（for the avoidance of doubt）第55条が挿入されたとした⁴⁰⁾。

さらに最高裁は、ICSID条約の準備作業（travaux préparatoires）を参照し、判決の執行に対する締約国法上可能な防御がICSID仲裁判断にも適用され

37) ICSID条約第50～52条の条文については前注8) 参照。

38) Micula [2020] UKSC 5, paras. 68–69.

39) *Id.*, para. 69.

40) *Id.*, paras 70–73.

ICSID条約第55条は次のように規定する。

「第54条のいかなる規定も、いずれかの締約国の現行法令でその締約国又は外国を執行から免除することに関するものに影響を及ぼすものと解してはならない。」

得ることが条約交渉の時点から認識されていたこと、またICSID条約のコメントリーもそのような可能性に言及していることを指摘した。その上で、ICSID条約第54条3項の下で、その仲裁判断の執行は執行の求められている締約国の法によること、またICSID条約および1966年仲裁（国際投資紛争）法は、ICSID仲裁判断の執行の停止に関する条項を有しているものの、それは仲裁判断の解釈、再審、および取消しの場合にのみ可能であって、本件はいずれにも該当しないことを述べた⁴¹⁾。

その上で、国内確定判決の執行に対する防御のICSID仲裁判断への適用可能性について、次のようにまとめた。すなわち、

「……第54条1項および第55条の文言ならびに先に参照した条約準備作業に照らせば、〔執行地の〕国家法が国家裁判所の確定判決について認めており、かつ当該〔ICSID〕条約第50～52条の下で当該条約の機関に特定の任せられている仲裁判断に対する異議申立ての諸事由と直接的に重複しない場合に、〔当該条約の下で〕定義されていない一定の例外的または特段の状況において、執行（enforcement）に対するいくらかの追加的な防御〔が認められる〕範囲が存在する、と主張することは可能であろう。⁴²⁾」と。

最高裁は次に、Micula事件仲裁判断の執行を停止した控訴院判決の検討へと移った。控訴院において示されたICSID条約第54条1項の義務の2通りの解釈は、究極的には国際司法裁判所によってのみ解決され得る⁴³⁾とした上で、最高裁は、英国の裁判所は、一時的かつICSID条約の目的と整合

41) *Id.*, paras 74–77. なお、ルーマニアはMicula事件仲裁判断の取消しを申し立てたが、ICSIDの特別委員会によって2016年に退けられている。Micula v. Romania, ICSID Case No. ARB/05/20, Decision on Annulment (February 26, 2016).

42) *Id.*, para. 78.

43) ICSID条約第64条は次のように規定する。

「この条約の解釈又は適用に関して締約国間に生ずる紛争で交渉により解決されないものは、関係国が他の解決方法について合意しない限り、その紛争のいずれかの当事国の請求により、国際司法裁判所に付託されるものとする。」

する限りにおいてICSID仲裁判断の執行を停止する権限を有するとした控訴院多数意見に賛同するが、しかし、本件においてEU一般裁判所における欧州委員会決定取消訴訟の判断が出されるまで当該仲裁判断の執行の停止を認めるとしたことは、その権限の適当な限界を越えるものであって、英国およびその裁判所が仲裁判断の承認・執行義務を負っているICSID条約と整合しない、と結論付けた⁴⁴⁾。

その理由として最高裁は、

「これ〔(このような停止)〕は手続的な事由に基づく限定的な執行 (execution) の停止ではなく、EU一般裁判所がICSID条約とEU諸条約との間の明らかな衝突について裁定するまでの実体的な事由に基づく当該〔Micula事件〕仲裁判断の執行 (enforcement) の禁止である⁴⁵⁾」と述べた。

最高裁によれば、控訴院多数意見の論理に従えば、EUの裁判所が欧州委員会決定を支持した場合、執行の停止は無限に続くことになるが、しかしながら、欧州委員会が提起するそのような不服は、ICSID条約の下での仲裁判断ないしその執行に対する不服として有効なものではなく、仲裁判断は当事者を拘束し、また同条約が規定しないいかなる上訴または他の救済の対象とならないという、第53条1項⁴⁶⁾に定められるとともに第54条に反映された原則を没却するものであるという。結論として、「……控訴院は国内法によって与えられた執行 (execution) を停止する権限をもって、ICSID条約の下で執行可能となった仲裁判断の執行 (enforcement) を脅かしたのである⁴⁷⁾」と判示した。

44) Micula [2020] UKSC 5, paras. 79–84.

45) *Id.*, para. 84.

46) ICSID条約第53条については前注8) 参照。

47) Micula [2020] UKSC 5, para. 84.

(3) EU運営条約第351条の適用可否

第3に最高裁は、EU運営条約第351条が英国のICSID条約の下での仲裁判断執行義務に適用できるかを検討し、以下の理由から肯定した。

最高裁はまず、第351条の適用について、EU条約およびEU運営条約 (EU Treaties) の適用に影響を及ぼし得る国際合意全般に適用されるとともに、英国が1973年1月1日の加盟より前に締結した国際合意に適用されることを確認した。また同条が衝突する義務に関する規定であることから、ある国際合意がEU法に反する行為を求めるのではなく単に許可するにとどまる場合にはEU加盟国はその行為を慎まねばならず、またその義務が他のEU加盟国に対してのみ負われている場合には、それはEU加盟国間の事項 (intra-EU matter) として捉えられ、EU法が優先することを確認した。その上で最高裁は、司法裁判所の判例を引用しつつ、加盟前条約によって課される義務、およびその範囲 (ambit) を判断するのは加盟国の裁判所であって、EUの裁判所ではないとし、EU司法裁判所に先決裁定を求めることはできないとした⁴⁸⁾。

最高裁は次に、この争点での問いを、Micula事件仲裁判断を執行するとそのICSID条約の下での英国の特定の義務は、非EU加盟国に対しても負われているか、というように再定義し、その上で次のような結論を示した。すなわち、

「ICSID条約第54条および第69条⁴⁹⁾における特定の義務が他のすべての締約国に対して負われていることは明白である。当該条約制

48) *Id.*, paras 97-99. なお、そのような司法裁判所の判例として、最高裁は特に、Criminal proceedings against Jean-Claude Levy事件先決裁定 (Case C-158/91, 1993 E.C.R. I-04287, para. 21), およびThe Queen v. Secretary of State for Home Department, ex parte Evans Medical, Ltd and Macfarlan Smith, Ltd事件先決裁定 (Case C-324/93, 1995 E.C.R. I-00563, paras. 29-30)を参照している。

49) ICSID条約第69条は次のように規定する。

「各締約国は、自国の領域においてこの条約の規定を実施するために必要な立法その他の措置を執るものとする。」

度は相互の信頼（mutual trust and confidence）の一つであり、それは全締約国の参加と遵守にかかっている。この制度における実効的な仲裁判断の承認・執行の重要性は、『いかなる仲裁判断にも服する』という要件を強調する〔当該条約の〕前文からも明らかである⁵⁰⁾』と。

その理由として最高裁は、まずICSID条約がその締約国と他の締約国の国民との間の投資紛争の解決手段を規定する他に、第64条において締約国間の紛争について国際司法裁判所への付託による解決を規定する点に着目する。ICSID条約第53、54および69条の下での締約国の義務は制限的ではない文言で規定されており、それら義務がだれに対して負われているのかについて限界を課してはいない。また第64条も一般的な文言で規定されており、上述の第53、54および69条の義務に関する紛争も含んでいるようである。最高裁は、それらICSID条約体制の特徴は、締約国がICSID仲裁判断に関する義務を、その仲裁判断の当事者ととも、その他すべての締約国に対して負っていることを強く示すものであるとした⁵¹⁾。

また最高裁はICSID条約第53条にも言及し、その義務がすべての締約国に対するものであるとのコメントリーの解説を参照するとともに、第27条1項⁵²⁾が、自国民が紛争に関与したいかなる締約国も、仲裁判断を履行し損じた締約国に対して国際的請求を行うことを認めていると指摘した。その上で、仲裁判断の不履行に対して他の締約国は適切な措置を講ずることができ、また外交保護権の復活のみならず、資本輸出国を含む条約締約国のコミュニティに対する義務を充足し損じることで、より深刻な間接的制

50) Micula [2020] UKSC 5, para. 104.

51) *Id.*, para. 105.

52) ICSID条約第27条1項は次のように規定する。

「いかなる締約国も、その国民及び他の締約国がこの条約に基づく仲裁に付託することに同意し又は付託した紛争に関し、外交上の保護を与え、又は国家間の請求を行なうことができない。ただし、当該他の締約国がその紛争について行なわれた仲裁判断に服さなかつた場合は、この限りでない。」

裁もあり得るとした同条約起草会議議長の発言が参照された。最高裁は、それら議論がICSID仲裁判断の履行についてのものであるが、ICSID条約の下での諸義務が、すべての締約国によって、締約国のコミュニティに対して負われていることを強く示すものであるとして、ICSID条約第54条および69条の下での義務が、すべてのICSID条約締約国に対するものであると結論付けた⁵³⁾。

最後に最高裁は、EUの裁判所における欧州委員会決定取消訴訟において、第351条の適用可否が争われていることから、英国の裁判所はこの争点について判断することを、誠実協力義務により差し控えるべきかを検討した。この点最高裁は、(i) EU司法裁判所の判例によれば、加盟前条約の下での義務の存在と範囲に関する問題はEUの裁判所に留保されていないこと、(ii) 当該訴訟における第351条の争点は、ICSID条約第53条の下で仲裁判断を遵守・履行するルーマニアの義務に関するもので、英国のものではないこと、そして (iii) EU一般裁判所による取消判決は (ii) に関する争点について判断しておらず、EU司法裁判所への控訴理由にも含まれていない。ゆえにEUの裁判所が当該争点を検討する可能性が低いこと、の3点から、英国の裁判所はこの争点について判断することができるとした⁵⁴⁾。なお、英国が本件仲裁判断の執行手続を進めることについて、欧州委員会差止手続を開始する可能性もあるが、そのような可能性にのみ基づいて執行を停止することは適切ではないとして、誠実協力義務に基づく執行の停止を否定した⁵⁵⁾。

以上の検討の結論として最高裁は、「それら理由から、本件において誠実協力義務は適用可能ではなく、〔ゆえに〕国際法上違法な措置でありかつ国内法上正当化されず違法である〔本件仲裁判断の〕停止を解除する障壁はない。当法廷はしたがって申立人らによる交差的上告を認容し、当該

53) Micula [2020] UKSC 5, paras. 105; 107-108.

54) *Id.*, paras. 109-114.

55) *Id.*, paras. 116-117.

仲裁判断の執行の停止を解除する⁵⁶⁾」とした。

3. 小括

本章では、英国におけるMicula事件仲裁判断の執行について、2017年の高等法院判決および2018年の控訴院判決を振り返った上で、2020年の最高裁判所判決を紹介した。最高裁と下級審とでは、次の二つの争点において結論が異なっていた。

第一に、Micula事件仲裁判断の執行を停止することが英国のICSID条約の下での仲裁判断執行義務と整合するか、という争点についてである。一方で高等法院および控訴院では、1966年仲裁（国際投資紛争）法が規定するICSID仲裁判断と高等法院判決との同等性について異なる解釈が示されたが、EU一般裁判所における欧州委員会決定取消訴訟の判断が出るまで仲裁判断の執行を停止することはICSID条約に反するものではない、という結論では一致していた。他方で最高裁は、控訴院多数意見が示した解釈に賛同を示したものの、そのような執行停止は英国の裁判所がICSID条約の下で有している権限を踰越するものであり、同条約と整合しないとの結論に至った。その理由として最高裁判所は、その執行の停止が手続的な事由に基づく停止ではなく、実体的な事由に基づく執行の禁止であるから、とした。

第二に、英国のICSID条約の下での仲裁判断執行義務に対して、EU運営条約第351条が適用できるか、という争点についてである。一方で高等法院および控訴院は、EU一般裁判所における欧州委員会決定取消訴訟との争点の重複の有無について見解は分かれたが、最終的な適用可否の判断は留保していた。他方で最高裁は、同条の適用可否についても判断した。すなわち、英国のICSID条約の下での仲裁判断執行義務はすべてのICSID条約締約国に対して負っている義務であるとして、同条の適用を認め、

56) *Id.*, para. 118.

Micula事件仲裁判断の執行についてEU法上の誠実協力義務は適用されないとした。結論として、下級審による本件仲裁判断の執行停止を解除したのである。

次章では、英国と同様にMicula事件仲裁判断の執行が求められた米国D.C.地裁判決を紹介する。同地裁においては、英国最高裁が第一の争点で検討した2019年のEU一般裁判所による欧州委員会決定取消判決の効果が同様に検討されたほか、英国の裁判所では扱われなかった2018年のEU司法裁判所によるAchmea事件先決裁定の効果も検討された。非EU加盟国である米国の裁判所が、ルーマニア側によるMicula事件仲裁判断のEU法との不整合性に関する主張を検討する中で、それらEUの裁判所による司法判断をどのように考慮したのかを見ていく。

Ⅲ 米国における執行

本章では、米国におけるMicula事件仲裁判断の執行を取り上げる。米国においては、2019年にD.C.地裁がその執行を認める判決⁵⁷⁾を下した。同判決においてD.C.地裁は、第一に、Micula事件のICSID仲裁手続の基礎となったスウェーデン＝ルーマニア投資協定上の仲裁条項は、2018年のEU司法裁判所によるAchmea事件先決裁定⁵⁸⁾の効果として無効になってはおらず、ゆえに同地裁には米国の外国主権免除法（Foreign Sovereign Immunities Act, 以下、「FSIA」）の下で、Micula事件仲裁判断の執行訴訟についての有効な事物管轄権があること、第二に、2019年のEU一般裁判所による欧州委員会決定取消判決⁵⁹⁾の効果として、ルーマニアによる賠償の支払いを妨

57) Micula v. Government of Romania, 404 F.Supp. 3d 265 (D.D.C. 2019).

58) Case C-284/16, Slovakische Republik (Slovak Republic) v. Achmea BV, ECLI:EU:C:2018:158 (March 6, 2018).

59) Cases T-624/15, T-694/15 and T-704/15, European Food SA v. Commission, ECLI:EU:T:2019:423 (June 18, 2019).

げるEUの主権的行為はなくなったために、国家行為理論⁶⁰⁾および外国国家強制理論⁶¹⁾の適用は認められないこと、そして第三に、ルーマニアは当該仲裁判断の全部について弁済済みであるとの主張は認められないこと、を判示した。

1. ICSID仲裁判断執行手続

米国においてICSID仲裁判断は、連邦制定法である22 U.S.C. § 1650a⁶²⁾

60) 「国家行為理論 (act of state doctrine) とは、外国国家が自国領域内で行った高権的行為の効力について、内国裁判所は原則として司法判断をなしえないとする法原則」である。中野俊一郎「国家行為理論」高桑昭=道垣内正人編『新・裁判実務大系第3巻 国際民事訴訟法(財産法関係)』(青林書院, 2002年) 31頁。またRestatement (Fourth) of Foreign Relations Law § 441 (2018) も参照。

61) 外国国家強制理論 (foreign-state compulsion doctrine) の下で米国の裁判所は、法の違反が他の国の法の強制によるものであって、その者が外国法を遵守し損じる場合に深刻な制裁を被る可能性があり、またその者がその抵触を回避するために誠実に行動した場合には、その者の法の違反を免責またはそのような違反により課される制裁を調整する裁量を有するとされる。Id., § 442.

なお、以下で取り上げる2019年のD.C.地裁判決においては「foreign sovereign compulsion doctrine」と表記されているが、本稿ではどちらも外国国家強制理論と表記する。

62) 22 U.S.C. § 1650aは、全3条からなる1966年投資紛争解決条約法 (Convention on the Settlement of Investment Disputes Act of 1966, Pub. L. 89-532, Aug. 11, 1966, 80 Stat. 344) の第3条が合衆国法律集に収録されたものである。

同条は以下のように規定する (筆者訳、また同条の基になっているICSID条約第54条については前注4) 参照)。

「(a) 当該 [ICSID] 条約の第4章に従って下された仲裁廷の判断は、合衆国の条約の下で発生する (arising) 権利を生じさせる (create) ものとする。そのような判断によって課される金銭上の諸義務は執行され、また当該判断が諸州の一つの [州の] 一般管轄権の裁判所の確定判決とみなされ、同一の十分な信頼と信用が与えられるものとする。連邦仲裁法 (9 U.S.C. 1他) は当該条約に従って下された諸判断の執行には適用しないものとする。

(b) 合衆国の諸地方裁判所 (合衆国法律集第28巻460条において列挙される諸

の下で執行される。同条は (a) 項および (b) 項から成り、まず (a) 項において、ICSID仲裁判断によって課された金銭上の義務が執行されること、また当該仲裁判断が州裁判所の確定判決とみなされそれと同一の十分な信頼と信用 (full faith and credit)⁶³⁾ が与えられること、また連邦仲裁法 (Federal Arbitration Act, 以下、「FAA」) の規定がICSID仲裁判断には適用されないことを規定する。その上で (b) 項は、(a) 項に基づくICSID仲裁判断の執行については、連邦地方裁判所が専属管轄権を有するものと規定する。

米国におけるMicula事件仲裁判断の執行をめぐることは、投資家側がまずD.C.地裁に対して同仲裁判断の確認を求める一方的申立て (*ex parte* petition) を、22 U.S.C. § 1650aおよび同地裁が所在するワシントンD.C.の手続規則⁶⁴⁾に基づいて行った。D.C.地裁は、そのような一方的申立てによる手続は認められず、ICSID仲裁判断を執行、すなわち米国の裁判所の判決へと転換して執行可能とするための手続は、FSIAの規定⁶⁵⁾に従った

裁判所を含む) は、訴額にかかわらず、本条の (a) 項の下での諸訴訟および諸手続について専属管轄権を有するものとする。」

63) 十分な信頼と信用について、合衆国憲法第4編1節、および同節を根拠として制定された28 U.S.C. § 1738は、連邦裁判所および州の裁判所が、(他) 州の裁判所の前訴判決に遮断効を認めるように求めており、民事訴訟の蒸し返しを防いでいる。浅香吉幹著『アメリカ民事手続法 [第3版]』(弘文堂、2016年) 165頁参照。

64) Code of the District of Columbia § 15-352 (Filing and status of foreign judgments).

65) 外国国家に対する合衆国裁判所の裁判権についての一般規則であるFSIAの下では、外国国家は原則として裁判権免除を享受するが (28 U.S.C. § 1604)、FSIAが定める例外 (*id.*, § 1605-1607) のいずれかに該当する訴訟の場合には、裁判権免除が否定される。このように裁判権免除が否定されると、自動的に合衆国裁判所に事物管轄権が認められ (*id.*, § 1330 (a)), その上でFSIAが定める方法に従った訴状等の送達 (*Id.*, § 1608) が行われることによって人的管轄権 (*id.*, § 1330 (b)) が認められる。平覚「米国主権免除法の1988年改正法—外国国家

ICSID仲裁判断の執行を求める本訴訟（plenary action）⁶⁶⁾（以下、「執行訴訟」）によらなければならないとして、投資家側による申立てを却下した⁶⁷⁾。

このD.C.地裁による申立却下を受けて、投資家側は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下、「N.Y.南部地裁」）に対して、同様の一方的申立てを22 U.S.C. § 1650aおよび同地裁が所在するニューヨーク州の手続規則⁶⁸⁾に基づいて行った。この申立てはN.Y.南部地裁において認められ、Micula事件仲裁判断についての判決が登録された⁶⁹⁾。その後ルーマニア側

との仲裁に関するリ आमコ修正について—」『商大論集』第41巻 6号（1990年）47頁参照。またFSIAは外国国家を被告とする訴訟について、D.C.地裁は、当該訴訟との関係性の有無にかかわらず、常に裁判地（venue）となることを規定する（28 U.S.C. § 1391(f)）。

66) 本訴訟（plenary action）は、「正式のpleading（訴答）とtrial（正式事実審理）による通常の民事訴訟。……略式・特別の手続に対する用語」と説明される。田中英夫編集代表『英米法辞典』（東京大学出版会，1991年）644頁。

67) Micula v. Government of Romania, 104 F.Supp.3d 42 (D.D.C. 2015). なお、このD.C.地裁での手続では、Viorel Miculaのみが申立人となっている。このように投資受入国を敗れた当事者とするICSID仲裁判断の執行についてFSIAの規定に従った執行訴訟の提起を求めるアプローチは、2012年のヴァージニア州東部地区連邦地方裁判所によるContinental Casualty Co. v. Argentine Republic事件判決（893 F.Supp.2d 747 (E.D.Va. 2012)）において示され、Micula事件においてD.C.地裁が採用したものである。このアプローチの下では、特にFSIAが定める方法による訴状等の送達、および裁判地に関する要件を充足しなければならない。FSIAについては前注65) 参照。

68) New York Civil Practice Law and Rules (N.Y.C.P.L.R.) § 54 (Enforcement of Judgments Entitled to Full Faith and Credit).

69) このようにN.Y.南部地裁は、22 U.S.C. § 1650aおよびニューヨーク州の手続規則に基づいて、一方的申立て（*ex parte* petition）によるICSID仲裁判断の承認、および判決の登録を認めていた。このような一方的申立てによる手続を認める根拠として同地裁は、22 U.S.C. § 1650aはICSID仲裁判断の承認、すなわち（同地裁が言うところの）国内判決への転換手続について規定しておらず、制定法上の欠缺の補充としてニューヨーク州法が適当であること、またFSIAが定める

は、連邦民事訴訟規則⁷⁰⁾に基づく当該判決の修正、取消または停止を求めたが、同地裁によって退けられたため⁷¹⁾、第二巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。同控訴裁は、Micula事件仲裁判断の執行について判断する約半年前に、Mobil Cerro Negro, Ltd. v. Bolivarian Republic of Venezuela事件判決⁷²⁾において、外国国家（ICSID仲裁において敗れた投資受入国）に対するICSID仲裁判断の執行はFSIAの規定に従った本訴訟によらねばならないと判示していた。同控訴裁はこのMobil Cerro Negro事件判決を踏襲し、同じく2017年に、一方的申立てに基づいてMicula事件仲裁判断の承認を認めたN.Y.南部地裁の判断を覆した⁷³⁾。

この2017年の第二巡回区連邦控訴裁判所判決を受けて投資家側は、Micula事件仲裁判断の執行のために再びD.C.地裁に戻り、ルーマニアを被告として、FSIAの規定に従った執行訴訟を提起した。この執行訴訟の結果として2019年にD.C.地裁はMicula事件仲裁判断の執行を認める判決を下した。次節にて紹介する。

2. コロンビア特別区連邦地方裁判所判決 (2019年)⁷⁴⁾

D.C.地裁は、Micula事件仲裁判断の執行訴訟において次の3点を検討し

送達および裁判地に関する手続的要件をICSID仲裁判断について課することは、迅速かつ自動的な仲裁判断の承認手続を想定しているICSID条約および22 U.S.C. § 1650aの目的に反することなどを挙げていた。Mobil Cerro Negro, Ltd. v. Bolivarian Republic of Venezuela, 87 F.Supp.3d 573 (S.D.N.Y. 2015).

70) Federal Rules of Civil Procedure Rule 59 (New Trial; Altering or Amending a Judgement); 60 (Relief from Judgment or Order); 62 (Stay of Proceedings to Enforce a Judgement).

71) Micula v. Government of Romania, No. 15 MISC. 107, 2015 WL 4643180 (S.D.N.Y. Aug. 5, 2015); Micula v. Government of Romania, No. 15 MISC. 107 LGS, 2015 WL 5257013 (S.D.N.Y. Sept. 9, 2015).

72) Mobil Cerro Negro, Ltd. v. Bolivarian Republic of Venezuela, 863 F.3d 96 (2d Cir. 2017).

73) Micula v. Government of Romania, 714 F. App'x 18 (2d Cir. 2017).

た。すなわち、第一に同地裁にはFSIAの下での事物管轄権が認められるか、第二に国家行為理論および外国国家強制理論が本件で適用できるか、そして第三にルーマニアは当該仲裁判断の全部について弁済済みであるか、についてである。

(1) FSIAの下での事物管轄権の有無

第一の争点は、外国国家であるルーマニアを被告とするMicula事件仲裁判断の執行訴訟について、D.C.地裁がFSIAの下での事物管轄権を有しているかである。この点についてD.C.地裁はまず、一貫してFSIAの仲裁例外⁷⁴⁾(arbitration exception)が、ICSID仲裁判断を執行する申立てについて

74) *Micula v. Government of Romania*, 404 F.Supp.3d 265 (D.D.C. 2019). なお、この訴訟においては欧州委員会が法廷の友 (amicus curie) として参加し、Micula事件仲裁判断は弁済済みであるとの主張を除き、ルーマニアの主張を支持している。 *Id.*, at 276. また、本件はMicula事件仲裁判断の「執行 (enforcement)」を判断した事案であるが、判決中では、FAAにおいて用いられている「確認 (confirmation)」という語もみられる。この点についてD.C.地裁は、22 U.S.C. § 1650aはICSID仲裁判断の「執行」のみを規定し、「確認」や「承認 (recognition)」を別個の手続として規定してはいないが、本件では申立人らが「確認」という語を繰り返し用いたため、表記の一貫性のために「確認」という語を用いると説明している (*id.*, fn 1)。以下、本稿では誤解を避けるために「執行」と表記する。

75) 仲裁例外 (28 U.S.C. § 1605 (a)(6)) は、次のように規定する。

「……仲裁に付託することの、私的当事者とのまたは私的当事者のための外国国家による合意を執行するために、またはかかる仲裁合意に従って下された仲裁判断を承認するために訴訟が提起され、かつ以下のような条件に従う場合。…… (B) 仲裁合意または仲裁判断が、合衆国について効力を有する条約またはその他の国際協定で仲裁判断の承認および執行を要求するものにより、規律されもしくは規律されうること……。」邦訳につき平「前掲論文」(前注65)) 60頁参照。この仲裁例外に該当する訴訟の場合には、被告国の裁判権免除が否定され、米国の裁判所の事物管轄権が認められることになる。なお、ICSID仲裁判断の執行訴訟にこの仲裁例外が適用されることについて、D.C.地裁は特に、

の事物管轄権を与えてきたとした。この点についてルーマニア側は、本件において仲裁例外はD.C.地裁に事物管轄権を与えないと主張した。すなわち、Achmea事件先決裁定においてEU司法裁判所が、EU法は、一方のEU加盟国からの投資家が、他方のEU加盟国における投資に関する紛争の発生時に、後者のEU加盟国に対する手続を仲裁廷に付託することができるとする、EU加盟国間で締結された国際合意における条項を排除している、と判示したことから、Micula事件の場合にも、スウェーデン＝ルーマニア投資協定における仲裁条項はルーマニアのEU加盟によって無効となったと主張したのである⁷⁶⁾。

この主張についてD.C.地裁はまず、Achmea事件について、1992年のオランダ＝チェコスロバキア共和国投資協定における仲裁条項に関するものであること、スロバキア共和国が2004年にEUに加盟し、また同年に民間医療保険市場の自由化を受けてAchmea社が同国に保険販売会社を設立したこと、そしてその二年後に市場改革の一部見直しが行われ、それによる損害の賠償を求めるAchmeaによる仲裁手続が2008年に開始、仲裁判断が2012年に下されたことを確認した⁷⁷⁾。

その上でD.C.地裁は、Achmea事件先決裁定においてEU司法裁判所は、オランダ＝チェコスロバキア共和国投資協定上の仲裁条項はEU法と不整合であり、なぜならばEUシステムの外での仲裁を許可することは、そこでの紛争がEU法の適用の解釈に関し得るにもかかわらず、EU法の十分な実効性を確保する態様で解決されることを妨げ得るからであるとしたところ、そのような懸念がMicula事件にあることをルーマニアは提示してはいない、として次の3点を指摘した⁷⁸⁾。

Blue Ridge Investments, L.L.C. v. Republic of Argentina事件判決 (735 F.3d 72, 85 (2d Cir. 2013)) を参照している。

76) Micula, 404 F.Supp.3d at 277.

77) *Id.*, at 277-278.

78) *Id.*, at 278-279.

EU域内外におけるICSID仲裁判断の執行問題（一）（田村）

第一に、Micula事件での事実関係はAchmea事件とは実質的に異なるとした。すなわち、一方で、Achmea事件の場合には、異議の申し立てられた政府の行為の発生および仲裁手続の開始がスロバキアのEU加盟後になされ、ゆえにEU法が当該紛争に適用されるのは明白であった。他方で、Micula事件の場合には、スウェーデン＝ルーマニア投資協定の発効、ルーマニアによる優遇措置の廃止、および申立人らによるICSID仲裁廷を招集する権利の行使のいずれもルーマニアのEU加盟前の出来事であった。したがってAchmea事件の場合と異なり、Micula事件では、異議の申し立てられたルーマニアの行為は、同国がまだEUの外にあり、少なくとも一義的にはそれ自身の国内法の対象であった時に発生したと指摘した⁷⁹⁾。

第二に、2015年の欧州委員会決定⁸⁰⁾をよく見れば、Micula事件のICSID仲裁廷に付託された紛争は、Achmea事件先決裁定においてEU司法裁判所が懸念したような意味でのEU法の解釈または適用に関するものではない、とした。まず、Micula事件での適用法規（applicable law）はスウェーデン＝ルーマニア投資協定上の実体的規則であった。またICSID仲裁廷は、ルーマニアが優遇措置を廃止した時点ではまだEUに加盟しておらず、ゆえにEU法は直接的には適用可能でないとしており、EU法を事実関係の文脈で考慮した。このことからD.C.地裁は、Micula事件のICSID仲裁廷は、Achmea事件先決裁定の理由付けとなったような方法でEU法の問題を判断していないとした⁸¹⁾。

第三に、EU一般裁判所による欧州委員会決定取消判決からも、Micula事件のICSID仲裁廷がEU実体法を扱わなかったこと、ゆえにAchmea事件先決裁定がその仲裁判断の有効性に影響を与えないことが確かであると

79) *Id.*, at 279.

80) Commission Decision (EU) 2015/1470 of 30 March 2015 on State aid SA.38517 (2014/C) (ex 2014/NN) implemented by Romania — Arbitral award Micula v Romania of 11 December 2013, 2015 O.J. (L 232) 43.

81) Micula, 404 F.Supp.3d at 279–280.

た。これはEU一般裁判所が、EU法はルーマニアにおいてそれが2007年1月1日にEUに加盟してからのみ適用可能になったところ、当該仲裁判断につながる事柄はそれ以前に生じ、仲裁廷はルーマニアによる2005年の侵害行為に基づいて申立人らが被った損害を判断するに留めていることから、欧州委員会はルーマニアの加盟前の行為および当該仲裁判断のEU国家補助法適合性を審査する権能を欠いていた、と判断したことによる。その上でEU一般裁判所は、Achmea事件とは異なり、Micula事件のICSID仲裁廷はルーマニアのEU加盟前に生じた事柄について、EU法を適用することに拘束されてはいなかったことを指摘した⁸²⁾。

D.C.地裁は、「EU一般裁判所の裁定は、ゆえに、Achmea事件におけるEU司法裁判所の判断が、スウェーデン＝ルーマニア投資協定に含まれている仲裁合意を無効にした、とのルーマニアの立場を明確に否定するものである」として、「したがって、当法廷はFSIAの仲裁例外の下でこの事項について事物管轄権を有している⁸³⁾」と結論付けた。

(2) 国家行為理論および外国国家強制理論の適用可否

D.C.地裁は第二に、国家行為理論および外国国家強制理論が同地裁に対して、Micula事件仲裁判断の確認を拒絶し、投資家側の申立てを却下することを求めるかを検討した。この争点についてD.C.地裁はまず、欧州委員会がそれら理論の下で「主権 (sovereign)」に当てはまることを認めた。なお、それら理論の適用を主張するにあたってルーマニア側は、当初は2015年の欧州委員会決定があることを理由としていたが、EU一般裁判所による2019年の取消判決を受けて、当該判決の効果は、欧州委員会がルーマニアに対して行った国家補助調査開始決定および停止命令には及ばないとして、それら準備行為を理由とする主張に変更し、依然としてルーマニ

82) *Id.*, at 280.

83) *Id.*

アは、部分的にすら当該仲裁判断の支払いをEU法の下で妨げられていると主張した⁸⁴⁾。

D.C.地裁は、EU一般裁判所による取消判決がそれら準備行為にも影響するかについて、投資家側が提出したEU法に関する専門家の供述書を説得的と評価した上で、共同体の行為の取消しは必ずしもその準備行為に影響するものではないとしたEU一般裁判所の判例を引用しつつ、EU一般裁判所による取消判決の理由付けに鑑みれば、Micula事件における欧州委員会による準備行為は、欧州委員会決定と等しく無効であるとした。これは、当該取消判決の論理が、調査開始決定および停止命令にも当てはまるからである⁸⁵⁾。その上でD.C.地裁は、次のように結論付けた。すなわち、

「当該一般裁判所〔による取消判決〕の判断は、欧州委員会がそのような準備的な手順を踏む権限すら欠いていたことを明白にする。当法廷はしたがって、当該一般裁判所の判断の結果として、調査の開始および停止命令の発出という欧州委員会の準備行為がルーマニアによる当該仲裁判断の支払いを妨げるものではない、と認定する。」「したがって、それが当該仲裁判断を支払うよう命じられても、ルーマニアが不遵守とされ得る現存する主権的行為（*extant sovereign act that Romania would risk defying*）は存在しない。⁸⁶⁾」

またD.C.地裁は、EU一般裁判所による取消判決はEU司法裁判所によって覆される可能性があるとの主張について、同裁判所の職責はICSID仲裁判断の執行に関する申立てを認め当該仲裁判断を判決へ転換（convert）す

84) *Id.*, 280–281. なお、欧州委員会が主権に当てはまることについてD.C.地裁は、*European Community v. RJR Nabisco, Inc.*, 764 F.3d 129, 144 (2d Cir. 2014) を参照している。

85) *Id.*, at 281–282. なお、そのようなEU一般裁判所の判例としてD.C.地裁は、*Société nationale maritime Corse Méditerranée (SNM) v. European Commission* 事件判決（Case T-1/15, ECLI:EU:T:2017:470 (July 6, 2017) para. 66）を参照している。

86) *Id.*, at 282.

るか否かを、その時点での法的状況に基づいて考慮することであって、その手続は長引いてよいものではなく、また欧州委員会はEU一般裁判所による取消判決の停止を求めておらず、当該取消判決をEU司法裁判所が覆す可能性のみをもって、本件仲裁判断の執行をこれ以上遅滞させることはしないと判示し⁸⁷⁾、結論として国家行為理論および外国国家強制理論の適用を否定した。

(3) ルーマニアによる仲裁判断の弁済

最後にD.C.地裁は、Micula事件仲裁判断の全部について弁済済みであるとのルーマニアの主張を検討した。この争点についてD.C.地裁はまず、22 U.S.C. § 1650aの下でのICSID仲裁判断執行手続において、相殺または弁済の抗弁 (defense of setoff or satisfaction) が可能であること、また主張される支払いが仲裁判断の弁済に当たるかどうかについてはルーマニア法が規律することを確認した⁸⁸⁾。

その上でD.C.地裁は、ルーマニアが投資家側の一社であるEuropean Foodとの間で2013年に行ったとされる同社の租税債務との相殺については、ルーマニア財務省による相殺決定が出された後に、ルーマニアの裁判所が、当該相殺がルーマニア法上違法であると宣言したことを指摘した。D.C.地裁は、ルーマニアは当該判決について控訴したが、EU一般裁判所における欧州委員会決定取消訴訟に伴い手続が停止され、現状では相殺は無効となっているとして、相殺による弁済の主張を退けた。またD.C.地裁は、弁済を目的とするルーマニア財務省による投資家名義の口座への入金については、投資家側にその口座へのアクセスがなく、またルーマニアが事後的に資金を引き出したとして、投資家側が何ら金銭を受領しておらず、弁済したことにならないとした。ただし、ルーマニア財務省の口座からの

87) *Id.*, at 283.

88) *Id.*, at 283-284.

賃金に対する差押えによる弁済がなされたことについてはルーマニアの主張を認め、約11.2百万米ドルを最終的な判決から差し引くとした⁸⁹⁾。

結論としてD.C.地裁は、Micula事件仲裁判断の執行を求める投資家側の申立てを認め、約331百万米ドルについての判決が登録されるものとした⁹⁰⁾。このD.C.地裁判決を受けてルーマニア側は控訴したが、控訴審のコロンビア特別区巡回区連邦控訴裁判所によって2020年に棄却された⁹¹⁾。

3. 小括

本章で見てきたように、米国におけるICSID仲裁判断の執行は、ICSID条約の国内実施制定法である22 U.S.C. § 1650aの下で行われる。Micula事件仲裁判断の執行をめぐることは、当初は一方的申立てに基づく手続きが試みられたが、2015年にD.C.地裁によって、また2017年に第二巡回区連邦控訴裁判所によって退けられたため、再びD.C.地裁において、ルーマニアを被告とする、FSIAの規定に従った執行訴訟が提起された。この執行訴訟においてD.C.地裁は、FSIAの下での事物管轄権の有無、国家行為理論および外国国家強制理論の適用可否、ならびに仲裁判断の弁済の有無という三つの争点を検討した。

第一のFSIAの下での事物管轄権の有無の争点では、2018年のEU司法裁判所によるAchmea事件先決裁定の効果として、Micula事件のICSID仲裁手続の基礎となったスウェーデン＝ルーマニア投資協定上の仲裁条項が無効になったのが争われた。これは、米国の裁判所が外国国家を被告とする訴訟について事物管轄権を得るためには、当該外国国家の裁判権免除が否定されるためのFSIAが定める例外のいずれかが認定されなければなら

89) *Id.*, at 284. なお3点目のルーマニア財務省の口座からの賃金に対する差押えについては、いずれの裁判所ないし行政機関による手続なのかは判決中で示されていない。

90) *Id.*, at 285-286.

91) *Micula v. Gov't of Romania*, 805 F. App'x 1 (D.C. Cir. 2020).

ないところ、そのような例外事由の一つである仲裁例外の適用が争われていたからである。D.C.地裁は、Micula事件とAchmea事件との違い、特にMicula事件におけるICSID仲裁廷がEU法の解釈・適用をしなかったことを指摘し、Achmea事件先決裁定によってスウェーデン＝ルーマニア投資協定上の仲裁条項が無効となるものではなく、ゆえにFSIAの下での仲裁例外が適用され、事物管轄権が認められるとした。

第二の国家行為理論および外国国家強制理論の適用可否の争点では、2019年のEU一般裁判所による欧州委員会決定取消判決の効果として、ルーマニアがMicula事件仲裁判断を履行することを妨げる事由がなくなったかが争われた。D.C.地裁は、当該取消判決の効果は、2015年の欧州委員会決定のみならず、その準備行為にまで及び、ルーマニアによる履行を妨げる主権的行為が存在しないとして、国家行為理論および外国国家強制理論の適用を認めなかった。加えてD.C.地裁は、当該取消判決がEU司法裁判所に控訴されており、今後覆される可能性があるとしても、そのような可能性のみによってMicula事件仲裁判断の執行をさらに遅滞させることはしないと判断した。

第三にD.C.地裁は、Micula事件仲裁判断についてすでに弁済したとのルーマニアの主張について、そのような相殺・弁済の抗弁はICSID仲裁判断執行の場面で認められるとしながらも、ルーマニアが主張する租税債務との相殺および投資家名義の口座への入金については、仲裁判断の弁済には当たらないとした。その上で、ルーマニア財務省の口座からの賃金に対する差押えによる一部弁済についてのみ認めた。結論としてD.C.地裁は、Micula事件仲裁判断の執行を認め、当該一部弁済分を差し引いた残額についての判決を登録した。

次章では、まず英国および米国の各国内法の下でICSID仲裁判断がどのように執行されるか、またICSID仲裁にて敗れた当事者がその執行の可否を争うためにどのような主張をすることができるのかを明らかにする。その上で、2020年の英国最高裁判決および2019年の米国D.C.地裁判決から、

EU域内外におけるICSID仲裁判断の執行問題（一）（田村）

ルーマニア側による、Micula事件仲裁判断の内容の実現がEU法と整合しないとの主張がどのような争点として検討されたのかを比較し、そのような主張による執行拒絶・停止の可否を検討する。

（本学法学部助教・大学院法学研究科博士課程後期課程在籍）